

○許可証の書換え

(第7条第5項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和2年4月1日 令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第7条第5項
処分の概要	許可証の書換え
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第5条第9項、第10項、第4条第2項(許可証の書換への申請)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長